

公益財団法人 神奈川県動物愛護協会

2023年度 事業報告書

[1. 事業活動方針]

2021年3月12日に神奈川県財産経営課より2年以内の借地の返還要請があり、2022年8月までの移転地確保の一文記載が2022年度の借地申請受付条件とされた中で2022年度が始まり、数十カ所の視察を経て8月末に現施設に近い移転用地を確保することができた。しかし、新型コロナウイルス感染拡大とロシア・ウクライナの戦争の影響で建築費用が高騰する中、神奈川県財産経営課との移転補償金交渉は難航の末、補償金増額の代わりに施設残置と退去時期を2026年3月末に延長するという最終案が送られ、2023年6月末までに、この内容を受諾しなければ債務不履行で借地契約を解除するというものだった。

補償金増額が見込めない中、高騰した建築費を寄付や借用で工面するか、移転地を再度変更するか、債務不履行での契約解除に対して裁判で争うかのいずれか選択を迫られた。動物保護施設と動物病院の建築ができなければ事業の継続は不可能であり、これ以上不安定な状況を続けることで保護動物やスタッフへの支障を鑑み、まずクラウドファンディングにて寄付を募った。

1300名以上の方々からご寄付や遺贈金のご支援を頂いたことで、年度内に建築費用は確保することができ施設建築を順調に進めているが、神奈川との契約締結も詳細の合意が進まず、内装費や税金などの確保も2024年度に持ち越す形となった。

本年度の事業区分及び内容は以下の通りである。

<公益目的事業1：動物救済に関する事業>

動物の保護及び譲渡、傷病・負傷動物の治療、地域猫活動支援、飼育不良及び放棄の防止、動物虐待の防止、各種電話相談など、直接動物の救済に関わる活動

<公益目的事業2：普及啓発・調査研究・行政参画等事業>

①普及啓発に関する活動

シンポジウム・セミナー、実習・体験学習、ホームページ・リーフレット等の広報やメディア取材など、動物愛護に関する普及啓発活動

②調査研究に関する活動

協会内のデータ管理及び外部動物愛護等の調査研究、また大学などとの共同研究に関する活動

③行政の事業等に参画する活動

神奈川県で行われる動物愛護関連の協議会等への参画や提言、協同事業及び動物愛護法改正への提言など、動物行政に関わる活動

<公益目的事業：共通>

賛助会員の募集、寄附金・補助金の依頼及び受入、募金活動などの公益目的事業活動

<収益事業1：動物診療事業>

附属動物病院における一般患畜の診療

<収益目的事業2：動物愛護検定事業>

動物福祉検定試験は休止し、動物愛護精神及び関連法規等の普及啓発セミナーのみ要望に応じる

<収益目的事業3：物品・書籍等販売事

バザー、オリジナルグッズ、書籍等の販売

上記事業を会長並びに常務理事・担当理事が事務局と連携し執行する。事務局は、動物保護施設所長・動物病院責任者と共に、協会の業務全体を掌握し、事業に必要な協力を行い円滑な事業展開を図る。

[2. 事業内容]

公益目的事業1：動物救済に関する事業

<主として協会保護施設で行う事業>

ア 動物の保護管理活動

(保護方法) ……()内は幼齢の内数を記載

電話相談時に状況を把握し、継続飼育指導・方法の説得を行う

◇保護依頼件数：146 件 保護依頼頭数：271 頭 保護登録頭数：131 頭

[猫]保護依頼頭数：177頭(88頭) 保護登録頭数：89頭(46頭)

[犬]保護依頼頭数：37頭(4頭) 保護登録頭数：22頭(3頭)

[他]保護依頼頭数：57頭(30頭) 保護登録頭数：20頭(12頭)

[他]は、アライグマ30匹、ゴールデンハムスター14匹、ドバト3羽の他、クサガメ、インコ、ジュウシマツ、キンカチヨウ、鶏、ネズミ、その他種別不明

* 保護相談にて詳しい状況の聴取なきものは依頼件数に含めていない(保護関連電話件数は 228 件)

飼育放棄の意思が変わらない場合、保護依頼登録を行う

◇保護依頼のあった 271 頭の内、約 48%にあたる 131 頭が登録手続きを行った。登録を行わない理由は、保護の順番を待つ余裕がない人の他、行政機関で引取る際、自ら引取先を探したことを示すために連絡を取るよう指導されたことが理由で電話をしてきた人も多くみられた。

◇高齢の飼主あるいは飼主の入院・ホーム入所・死亡などから成猫の保護依頼増加が増加している

◇高齢飼主の入院・死去等による保護依頼登録は、猫 14 件 35 頭、犬 9 件 9 頭であった。

猫は複数頭飼っている飼育者が多いことから、離れて暮らす高齢者の動物飼育状況確認の必要性、事前の対応策検討など周知すべきと考える。しかし、単に手放せという選択ではなく、周囲でどのようなフォローができるのか真摯に向き合って頂くこと、また動物愛護団体として可能な活動の確立も急務であると考える

保護依頼登録と並行して里親探し会への参加を促し、参加の際は事前に健康診断を行う

◇2023年度里親探し会参加外部犬猫延べ頭数 犬：1匹(0) 猫：2匹(0) その他：0匹

◇2023年度施設保護動物里親探し参加延べ頭数 犬：44匹(0匹) 猫：33匹(16匹) その他：0匹

* 2022 年 6 月 1 日施行の動物愛護法の施設基準を鑑み、譲渡会場に大きなケージを持ち込むことが困難なため猫の譲渡会参加を控得ることにしたが、画像での紹介が困難なこと、短時間の譲渡会は飼養施設としての基準に含まれないこと、またケージ内にハンモックを吊るすことで 7 月から猫の参加を再開した

保護動物の入出所状況（種別・大きさ・年齢など）を勘案し保護を行う

◇新規保護数

犬：3匹(0) 猫：17匹(10) その他：アライグマ3匹(3)、ドバト2羽(0)、カラス2羽(2)、キジバト1羽

保護時点で、保護依頼者から協会に所有権委譲の誓約書を交わす

◇保護依頼者全てから保護時点で所有権委譲の誓約書を交わした

その他

◇6月に横浜市南区役所から劣悪な状況の猫多頭飼育者の不妊去勢手術への対応相談があり協働した。初動で猫の頭数は20頭程度確認、2~3匹ずつ不妊手術を進めることで同意を得たが、屋外に漏れでれている異臭、50cm以上積もった糞便、猫の遺体が確認され虐待事案として横浜市動物愛護センター及び南警察も協働し、最終的に生存猫27頭、判別できる遺体22体（溶解した乳飲み子らしき遺体・部分白骨など判別不可あり）であった。協会では7頭を保護、20頭をセンターで保護した。飼主は80歳の独居高齢者だが就業しており健常であったが、猫が死亡し劣悪な環境であることを最後まで認識できなかった。

6月~10月までに現地での室内捕獲等15回の他、区役所での打合せ等が4回あった
また愛護センターの保護収容の費用負担が困難なため収容費（20頭×4000円=8万円）を協会が負担した。

(管理方法)

- ・保護動物は、獣医師による健康診断（検便・血液検査等）の後、寄生虫駆除、ワクチン接種、不妊去勢手術、マイクロチップ挿入の他必要な処置を行った
- ・保護動物一覧ファイル、個別カルテ作成、データ入力を行った
- ・動物の性格、しつけの有無などを判断し、適切な飼養場所を選んだ
- ・毎日2回以上、摂餌状況や排便排尿等を確認し、毎月1回の体重測定を行った
- ・健康状態に異変のある時は速やかに獣医師の診療を受けた
- ・保護動物のストレス緩和並びに譲渡に適するよう触合いやトレーニングを行った

イ 動物の譲渡に関する活動

(譲渡方法)

譲渡希望者には、適正飼養者選択のための協会の譲渡条件を説明する

*HPからの譲渡希望申請アンケートを活用する

◇終生飼養の確実性を基本とした譲渡条件として、住居、飼育者の年齢、家族構成、飼養動物数などに規制を設けて進めた

◇譲渡希望の連絡は、電話75件（前年度165件）、メール32件（前年度71件）、里親会場13件と前年比で50%以上減少した。しかし、譲渡条件を満たしている希望者は40件（33.3%）あり、昨年度の36件より増加していた。高齢や独居など条件に合わないケースが目立つ状況は例年と同様であるが、アンケート形式のメールでの申し込みにより条件に合わない方が登録を行っていないように思われる。

◇譲渡可能登録数：40件 譲渡可能登録数内訳 犬：15件(1) 猫：21件(13) その他：1件(1)

*その他は、アライグマ、（ ）は幼齢の内数

◇犬の譲渡希望ではゴールデンリトリバー8歳に9件の譲渡希望があつた一方、13歳のチワワと雑種には1件も譲渡希望がなかつた。

◇譲渡成立数：16件

◇譲渡希望者には、適正飼養者選択のための協会の譲渡条件を説明する（HPの譲渡希望申請アンケートを活用）

- ・基本的にHPの見学希望フォームからアンケート形式で譲渡希望申請を提出して頂いた

施設および里親探し会（毎月2~3カ所、動物愛護週間行事など）で面接後、ご自宅へお届けし、

飼育環境を確認した後に譲渡する

◇青葉区ハックベリー美しが丘店（12回）、鎌倉市Peton（11回）、神奈川県動物フェスティバル及び横浜市動物愛護フェスタでは譲渡会を行わなかった。

◇施設への里親希望見学は24件（来訪人数48名）であった。前年度に比べ件数は2件の減少だが、家族全員での来訪が少なく来訪者数は毎年減少している。

成犬成猫については、2週間程度のトライアル期間を設けるとともに、必要であればドッグトレーナーの派遣やスタッフが出向し飼育補助を行う

◇成犬成猫には全てトライアル期間を設けた

◇トライアル中のドッグトレーナー派遣は、2頭・2回であった。

◇トライアル中に飼養断念となった猫は2頭であった。

譲渡後の連絡は適宜行い、経過が分かるようファイルする

◇保護時点に作成した1頭ずつのファイルに譲渡後の連絡も記した。また、保護譲渡は紙ベースの一覧表作成とデータ入力を行った

YOUTUBEやインスタグラムを利用した里親探しのPR動画を作成する

◇インスタグラムは100回以上の投稿を行い、インスタグラムのフォロワーは1500名に近づいたが、YOUTUBEは動画作成していたスタッフの退職後、投稿ができない状態となっている

(譲渡の推進)

保護登録を行っている動物について一定の条件を満たしている際は、HPに施設保護動物と別枠で

写真を載せて譲渡の機会を広げる

◇HPに新たなページ作成ができなかつた

譲渡希望連絡があった際は施設にて面会して頂き、トライアルに進んだ段階あるいは正式譲渡に

なった際に施設保護動物として譲渡する＊条件等詳細については別途定める

◇HPに新たなページ作成ができなかつたため該当動物はなかつた

*協会事務所に里親探しのポスター掲示は従来通り行っているが、その際の譲渡は掲示者と直接に連絡を取つて頂いた

(広告)

里親探しの広報は、協会HPやブログ、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどSNS

を中心に行う

◇協会HP閲覧数：1日平均116人（2022年123人、2022年168人）
 ◇フェイスブックフォロワー：1053人（前年比：48人増）
 ◇Xフォロワー：1777人（前年比：186人増）
 ◇インスタグラムフォロワー：1482人（前年比：232人増）
 ◇YOUTUBE：チャンネル登録数167人（前年比：11人増）・最高視聴回数399回（前年比：173回増）
 *協会HPの閲覧数減少は更新頻度に寄るものは大きいと考えられるが、検索ワード上位が物品寄付に関するものとなっている。増加しているインスタグラムやXからHPへの誘導を行い譲渡数増加になげたい。単純に里親探しを行っている動物の映像ではなく、広く多くの人が見たいと思う物の制作にも力を入れなければ広報としての価値に欠ける状況である

ウ 保護譲渡に関する補則

（費用）

- ・保護並びに譲渡を行う際は、かかる経費の説明をし、協会での動物救済活動への支援金として一部ご負担を頂く

（目標）

- ・年間の保護譲渡目標数は72頭であったが、新規保護数28頭、譲渡数16頭であった。
譲渡が進まないため新規保護ができない形となった。

【2023年度・保護譲渡表】2023.4.1～2024.3.31

	成犬	子犬	成猫	子猫	その他	合計
継続数	7	0	23	0	7	37
新規保護	3	0	7	10	8	28
譲渡数	5	0	4	6	1	16
死亡数	0	0	2	0	4	6
成長移動	0	0	0	0	0	0
放鳥	—	—	—	—	1	1
現在数 3.31	5	0	24	4	9	42

*他の新規はアライグマ3頭、カラス2羽、ドバト2羽、キジバト1羽 譲渡はアライグマ1頭

*死亡は成猫2頭（病死：腎不全、リンパ腫）、アライグマ2頭（老衰・幼獣病死）、ドバト1羽（病死）、キジバト1羽（事故死）

*アライグマは、環境省の特定外来生物飼育許可所有者に譲渡

エ 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務

横浜市の「犬の鑑札等交付及び手数料収納事務受託事業者」として受託事業を行う

*受託事業としては、登録5件、注射済証発行75件（手数料1件250円：2万円）であった

*保護犬の登録及び注射済票の発行を施設で行うことで、区役所への出向の手間が省略できた

但し、既に登録済の犬を保護した際には、区役所にて所有者変更手続きを行う

*保護犬（5頭）の登録及び注射済票の発行において手数料の収納はない

オ 相談対応活動

電話、来訪、書面などによる動物に関する様々な相談には無料で応じる

* 但し、匿名書簡および事実確認不能な案件については対応不可を基本とした

◇電話による動物相談及び問合せ等件数は、2235 件であった。内ノラ猫に関する内容が 457 件 (20.4%)、次に保護依頼・里親探し 234 件 (10.4%)、譲渡希望 75 件 (3.3%)、飼育上のトラブル 40 件、譲渡後の里親からの問合せ 36 件、迷子・逸走 28 件、動物虐待・ネグレクトに関する相談 23 件、傷病野生動物の相談 23 件、ペットショップへの苦情 7 件、負傷犬猫の相談 6 件、他の動物愛護団体の活動問合せ等 4 件、動物に関する問題のその他 56 件、保護譲渡関係のその他 40 件等であった。見学セミナー等協会説明が 63 件、行政関係は 109 件、また、寄付（物品寄付）やボランティア等の問い合わせが 964 件であった。2021 年度から 700 件を超えていたが更に増加した。

* 動物病院関係の電話を加えた総件数は 3458 件だが、事務スタッフ 1 名で来訪者・電話対応を行っている場合、取ることができない電話が相当数ある。しかし、現状では事務スタッフを増やす余裕がなく課題である。

◇常に適正な返答ができるよう動物愛護法等の変更に留意し、必要な場合は専門家に相談した

◇問題解決のための資料提供は無償を基本とした

◇地域猫活動等の話し合い、現場検証、その他訪問による相談対応に努めた

・ 常に適正な返答ができるよう動物愛護法等の変更に留意し、必要な場合は専門家に相談した

・ 問題解決のための資料提供は無償を基本とした

・ 地域猫活動等の話し合い、現場検証、その他訪問による相談対応にも努めた

* ノラ猫相談：高齢者住宅ポレポレ K、その他個人相談

* 飼犬の飼養管理：港北区高齢障がい者支援課：狂犬病ワクチン接種および健康診断（2 回）

* 劣悪な多頭飼育：南区役所（保護管理活動のその他参照）

・ 迷子、逸走動物について HP に掲載する方向を検討のみで実施に至らなかった

<主として付属動物病院で行う事業>

ア 動物の保護及び譲渡を支援する活動

・ 動物愛護ボランティア並びに遺棄等動物の一時保護者に対しては、動物救済支援として利益を求める医療を提供した

イ 要援助者に対する支援活動

・ 自己破産や傷病等による生活保護費受給者などが飼養している動物に対して、傷病治療や不妊去勢手術を求めた場合、飼育放棄防止並びに動物虐待防止の一環として利益を求める医療を提供した

・ 生活保護費受給者であることの証明書を提示して頂くとともに、医療実費の負担額を相談し、生活に支障を及ぼさない範囲での分割に応じた

ウ 負傷動物の保護及び治療

- ・所有者不明の負傷した愛護動物を拾得した者から治療を求められた場合には、利益を求める
い医療を提供した
- ・所有者不明の負傷した愛護動物を拾得した者から治療を求められた場合には、必ずマイクロ
チップ装着の有無確認を行った
- ・拾得者は、警察・保健センター等に届出を行い所有者の有無確認を行って頂いた
- ・所有者不明の猫の場合は、治癒後、不妊去勢手術を施し拾得者が拾得した場所に放つことを
基本とするが、野外での生活が困難かつ引取り者がいない場合は施設保護を行った
- ・飼養者あるいは地域猫等の可能性がある場合は、迷子、逸走動物としてHPに掲載することは
来年度の課題となった

エ 傷病野生鳥獣の保護及び治療

**在来種については、自然環境保全センター並びに動物園が専門施設となっているが、休日・
休園等で持ち込まれた際には保護し可能な治療を行う**

*本年度はキジバトとオナガとみられる鳥が持ち込まれた。

キジバトは怪我により死亡。オナガは脳震盪状態で安静後すぐに飛び立った

**在来種の保護を行った際は速やかに自然環境保全センターに当該鳥獣の状況を連絡し、対処
を相談する**

*上記案件のみであった

**外来種並びにカラス・ドバトなど自然環境保全センターや動物園の保護対象になっていない
動物については、相談者並びに動物の状況、種による対応の可不可を勘案し、当該動物のよ
り良い方向の提案に努める**

*カラス幼鳥2羽とドバト2羽を保護した。カラス1羽は篠原園地内で横臥状態のところ公
園管理者による持込み（肝数値が高く毒物の可能性）、1羽は市民からの通報で交通量のある
パチンコ店前におり近くに親鳥の姿や巣がなく保護した。

ドバトは2羽とも六角橋商店街で虐待を受けたとして持ち込まれた。1羽は1日で死亡、1
羽は飛べるようになり放鳥した。虐待についてはみどり環境局公園緑地部環境活動事業課に
指導を依頼した。

- ・傷病野生鳥獣については、関係法令の定めに準じ適正な届出を行った

オ 飼育放棄防止及び動物虐待防止活動

- ・ペットホテルなどで預託を断られ医療加護が必要な動物の預託依頼は、附属病院での受け入
れが可能であれば、入院として対応を行った
- ・現在行政機関の収容施設では、所有者の入院や独居飼育者が違法行為で逮捕された場合など
所有者がいる動物の保護を行わない方針の為、警察から一時保護依頼があった際は可能な限
り対応し行政機関での一時保護に向けた法改正につなげてゆく

<協会と地域が連携して行う事業>

ア 地域猫推進活動

ノラ猫の繁殖防止に向けた不妊去勢手術を推進するとともにノラ猫にも適切な医療を提供する

◇県内で殺処分（致死処分）される犬猫は、行政機関での引取り拒否が可能になってから激減している。また、ノラ猫の不妊去勢手術や出産による相談も徐々に減少はしているが、猫の繁殖力を鑑みノラ猫の繁殖防止に向けた不妊去勢手術の推進を継続することが必要と考える。

またノラ猫や地域猫の傷病治療が増加していることから、より一層適切な医療提供に努めた

ノラ猫の不妊去勢手術数 メス：87頭 オス：71頭 合計：158頭

*内、妊娠中のメスは13頭、胎児数は48頭だった

ノラ猫・地域猫の診療件数 461件 保護猫の診療件数 628件

◇ノラ猫の年間手術数目標は500頭でしたが、獣医師不足により手術予約制限を行わざるを得ず、更に捕まらずキャンセルとなるケースが多くあり、手術頭数は昨年度と同程度で終わった
不妊去勢手術を目的としたノラ猫の捕獲を支援するために、無償で捕獲器の貸し出しを行う

(保証金10000円/捕獲器返却時に返金。身分証明の確認)

◇捕獲器貸出延台数：47台（内、未返却5台） 貸出依頼者数：44名

*ノラ猫の捕獲機貸出は、例年の6割程度であった

◇貸出期間は3週間を基準として貸出

◇現在の捕獲機保有は56台

ノラ猫が多頭数であったり、相談者が高齢等でノラ猫の捕獲が困難な場合などには、捕獲送迎を代行する（交通費は依頼者負担）

◇捕獲代行回数：6回 捕獲数：23匹（オス：6匹 メス：17匹）

*昨年と同等の回数であったが、捕獲する猫が散在している地域からの依頼に応じることが多く、1回の捕獲頭数は少なかった（前年7回・40頭）

賛助会員制度の中に年会費5000円の「ノラ猫減らし隊賛助会員」を設定し、地域のノラ猫を減少させる活動を推進する

◇ノラ猫減らし隊賛助会員加入者数：81件（昨年度の2.4倍だが目標の100件には及ばなかった）

自治会加入：0団体 グループ加入：3団体

*入会後はオス猫：4000円・メス猫：5000円で不妊去勢手術を行った

*個人の他、グループ及び自治会・町内会としての加入も認め、特に自治会には町内で活動して頂くことを奨励しているが、自治会からは捕獲送迎の依頼のみであった

ノラ猫に関するトラブルに対して必要があれば行政機関も含めた話し合いを設定し解決を図る

◇電話及び来訪相談での相談はあったが行政との話し合いを行うケースはなかった

自治体で行う猫の不妊去勢手術推進事業に協力する

◇横浜市猫の不妊去勢手術推進事業「ねこの不妊去勢手術費用の一部助成」の登録病院として依頼に応じた

◇川崎市猫の不妊及び去勢手術補助の登録病院として依頼に応じた

公益目的事業2：普及啓発・調査研究・行政参画等事業

① 普及啓発に関する活動

ア 普及啓発活動

<協会主催>

コロナ感染対策が緩和されたため写真展（第19回）を開催する

◇会場の確保ができず開催できなかった

施設移転の周知をメインに寄付金募集を行うと共に、写真等の公募をするなど参加型のイベントを企画する

◇寄付金の募集は、5月17日～7月14日にクラウドファンディングにて幅広くご支援を呼びかけ、32,640,000円ものご寄付を頂いた（内、6,103,680円は運営会社手数料・消費税）

写真等公募の参加型イベントの企画はできなかったが、クラウドファンディングには1210名の方々から応援メッセージを頂いた

施設移転が本年度中であればボランティアさん等を対象とした現施設のさよならイベントを行う

新施設が年内に完成した際は、広く広報し内覧会を行う

リーフレットの県内配布を強化し、動物愛護法の改正点や飼養者の義務等の周知に努める

◇新施設への移転が2024年10～11月になったため来年度に延期

ホームページの随時更新、ブログ等のSNS利用により情報提供に資する

◇ホームページの更新頻度は不十分であったが、SNSの更新は随時行えた

店舗で行ってきた里親探し会場にて、ノラ猫や飼育に関する事など相談会を企画する

◇相談会の実施には至れなかった

<協会への依頼>

動物愛護に関する講演依頼は、大小を問わず積極的に受諾し普及啓発を行う

◇5月1日：ヤマザキ看護大学講義「動物保護施設の管理とシェルターメディシンについて」

◇7月13日：神奈川大学法学部東郷ゼミ講義「動物愛護協会の活動について」

◇8月22日：オンラインセミナー・スナックあいこ「動物愛護について」ゲストスピーカー

◇9月26日・1月30日：専門学校動物21より教育課程編成委員会委員として参加

動物愛護精神普及に関する取材依頼を積極的に受けると共に、取材要請も行い普及啓発を図る

◇6月6日：神奈川新聞・移転関係（6/11掲載）

◇6月23日：TV神奈川ニュース・移転関係（6/29放映）

◇2月12日：NHK家族になろうよ（掲載譲渡情報確認修正）

（取材）タウンニュース、NHK（クローアップニッポン）、ドキュメンタリー映画：飯田基晴監督、ヘレーネ・クマー氏（ドイツ）

イ 動物愛護教育を推進する活動

施設への団体見学、実習・研修等は、原則無料にて積極的に受け入れを行う

◇団体見学5件（21名）：相模女子大学6名、神奈川大学7名、藤沢工科高校4名

金沢総合高等学校2名、NPO法人OICHI2名

◇実習・職場体験12回（32名）：ヤマザキ動物看護大学16名、相模女子大学16名

◇個人見学16件（31名）

◇里親希望見学25件（66名）

施設以外での研修依頼の場合、実費は依頼者の負担とする。目的、内容、人数、団体及び責任者を明記した依頼書を提出、企画の可否を通知する。(企画は無料)

◇施設以外での研修棟依頼はなかった

動物愛護教育に関するセミナー、講師等の依頼、イベントへの参加依頼は可能な範囲で受託する

◇川口短期大学より「動物愛護」の授業依頼があり受諾した。(4~7月：15回)

小中学校校長に向けて職場体験や出張講話の案内を作成配布する

◇施設移転後、常務が落ち着いてから着手する

ウ 会報発行による啓発活動

会報「動愛だより」を年1回発行し、会員のみならず広く動物愛護精神の普及啓発を行う

◇2023年度は会報を3回発行した。

2022年度は県との交渉の関係で年度内に移転に関する広報が出来なかつたため、2023年5月15日に1回目の会報を発行した。その後クラウドファンディング終了時にクラウドファンディング協力者1210名に結果と施設関係の進捗状況を記載した臨時版を発行し、会員等に向けては新年の挨拶を兼ねて施設関係の進捗状況を2024年1月1日発行の会報にてお知らせした。

◇会報発行部数：2023年5月15日発行4000部、臨時号1210部、2024年1月1日発行3500部

◇賛助会員・寄付者には過去5年分、譲渡先には過去10年分に送付した。その他関係団体等への郵送の他、各種イベントにて配布している

② 調査研究に関する活動

ア 協会内のデータ管理と研究

附属動物病院にて行ったノラ猫の不妊去勢手術に関するデータを研鑽しノラ猫の繁殖防止に活用する

◇獣医師不足により十分なデータを得ることが出来なかつた

保護、譲渡、ノラ猫の捕獲依頼、各種動物相談等について、進捗の管理を適正に行い、また内容の動向について研鑽を行う

◇各種動物相談のデータ入力を隨時行い動向や事例について検証し問題解決に用いている

低迷している譲渡数の増加を図るため、広報の方法等を研究する

◇SNSの閲覧からも譲渡希望連絡につながっているが、譲渡条件や希望動物の偏りなどで実際の譲渡決定につながらないケースが多くある

イ 対外的調査

神奈川県は、政令指定都市、保健所設置市と県域で動物行政が5つに分かれているため、地域ごとの違いについて一覧表の作成を行いHPに掲載する

◇自治体による動物行政の細かな変更は対応に反映しているものの、一覧表及びHPへの掲載は行えなかつた

ウ 大学等との共同調査

◇実施はなかつた

③ 行政の事業等に参画する活動

- ア 神奈川県動物愛護管理推進協議会の一員として、神奈川県動物愛護管理推進計画の作成および達成に寄与するとともに、神奈川県動物愛護推進員の育成に助力する
◇2024年3月13日「第1回神奈川県動物愛護管理推進協議会」（山田会長）
- イ 神奈川県災害時動物救護活動連絡会議及び同マニュアル改定専門部会の一員として県内の災害時において速やかな動物救護活動が行えるよう寄与する
◇2024年3月18日「第1回神奈川県災害時動物救護活動連絡会議」リモート会議（山田会長）
- ウ 神奈川県鳥獣総合対策協議会外来生物等対策専門部会の一員として、神奈川県アライグマ防除実施計画の作成と実施に寄与する
◇2023年8月3日「第1回神奈川県外来生物専門部会」（山田会長）
◇2023年11月27日「第2回神奈川県外来生物専門部会」（山田会長）
神奈川県アライグマ防除実施計画による市町村からのアライグマ譲渡し先として、依頼時には
可能な範囲で対応する
◇市町村からの譲渡し依頼はなかった
神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等届出を横浜市に提出する
◇横浜市のアライグマ捕獲従事者証を山田会長が取得し、横浜市内のアライグマ3匹の捕獲を行った。但し、施設の収容状況から依頼の10分の1の対応であった。
外来生物法等に則り、保護・飼育・譲渡を行うよう努める。但し、保護は基本的に譲渡可能な
幼獣を施設の収容状況を勘案して行う
◇2023年度は幼獣3頭を保護し、2頭は譲渡、1頭は疾病にて死亡した。
- エ 神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会の一員として、神奈川県ニホンザル保護管理計画の作成に寄与する
◇2023年5月16日「第1回神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会」（小島評議員）
- オ 動物愛護週間事業の「動物フェスティバル神奈川」に実行委員の一員として参加する際は、情報の発信や里親探し等を通して動物愛護精神の普及並びに啓発を行う
◇2023年10月22日「動物フェスティバル神奈川inあつぎ」にチャリティバザーと動物検定クイズにて参加した
・動物フェスティバル神奈川式典にて、原則として県内で活動する動物愛護功労者に「神奈川県動物愛護協会賞」を授与する
◇NPO法人「野生動物救護の会」に副賞2万円と共に授与した
授与理由：野鳥や野生小動物の保護活動では「猫」が天敵とされるが、猫も野鳥も幸せに暮らすために、HPや絵本などで猫の室内飼育を勧めている
- カ 横浜市「人と動物との共生推進よこはま協議会」委員として、横浜市の動物愛護事業に積極的に参加する
◇2023年6月9日「第1回人と動物との共生推進よこはま協議会」（山田会長出席）
◇2023年11月6日「第2回人と動物との共生推進よこはま協議会」（山田会長出席）
◇2024年3月8日「第3回人と動物との共生推進よこはま協議会」（山田会長出席）

- キ 横浜市「人と動物との共生推進よこはま協議会」委員として、動物愛護週間事業の「動物愛護フェスタよこはま」に参加する
 ◇2023年9月23日「動物愛護フェスタよこはま」都筑区センター南駅前広場・都筑区役所にて開催（動物愛護フェスタよこはま実行委員会7回開催 山田会長出席）
 *ブースにて動物検定クイズおよび協会オリジナルグッズを販売した
- ク 横浜市「災害時動物救援連絡会」の一員として、災害時対策に寄与する
 ◇2023年6月9日「第1回災害時動物救援連絡会」（山田会長出席）
 ◇2023年11月6日「第2回災害時動物救援連絡会」（山田会長出席）
 ◇2024年3月8日「第3回災害時動物救援連絡会」（山田会長出席）
- ケ 相模原市「人と動物の共生社会推進懇話会」の一員として、猫の適正飼養ガイドライン、ボランティア登録の制度化、地域猫活動モデル事業の事業化、相模原市動物愛護センターの基本構想策定等の意見交換に参画する
 ◇2023年10月6日「第9回相模原市 人と動物の共生社会推進懇話会」山田会長出席
 ◇「相模原市動物の多頭飼育に関する届出に係る検討委員会」が発足し、多頭飼育の届出について条例変更に向けて協議した（合計3回）
 *第1回：2023年8月15日、第2回10月26日、第3回2024年1月16日
- コ 2020年6月1日に改正された動物の愛護及び管理に関する法律の周知に努めると共に、2023年6月1日から施行される第2種動物取扱業の飼養施設基準について熟知するとともに周知に努める
 ◇2023年11月より「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟プロジェクトチーム」にアドバイザーとして参加（来年の動物愛護法改正に向けて月2回の会議が継続されている）

公益目的事業：共通

- ア 賛助会員を拡充し、協会活動の活性化を図る

（目標入会件数）

会員区分	年会費	目標数	2022年度入会数	達成率
応援サポーター3000	3,000円	200件	178件	89%
応援サポーター5000	5,000円	150件	214件	142%
財政支援個人賛助会員	10,000円	150件	445件	296%
法人賛助会員	30,000円	6件	2件	33%
財政支援法人賛助会員	100,000円	1件	3件	300%
ノラ猫減らしたい賛助会員	5,000円	100件	81件	81%

- ◇本年度はクラウドファンディングにて支援を募った影響があり、会費収入が増大した。
 また2024年度の前受け金として受領した会費が、応援サポーター3000で57件、応援サポーター5000が70件、財政支援個人賛助会員が50件に上っており、広報の影響が顕著に現れた
 ◇法人賛助会員の増加には寄附金控除対象になることを更に周知する他、新たな法人賛助会員増強に向けた施策が必要である

イ リーフレット、HP、その他 SNS の利用により寄附金の増額を図る

寄附金が、所得税、住民税の他、相続税の控除対象にもなることを分かりやすく広報する

◇寄付金控除領収書の発行については徐々に周知されている実感があり、遺産等についてのご相談が増えている。今後も広報に努め寄付金の増額を図る

動物愛護活動に遺産贈与を考えている人に向けたリーフレットを弁護士、司法書士事務所等に送付する

◇リーフレットの作成はできなかったが、ご案内を横浜市内の事務所にお送りした。お送りした事務所からお話をなかつたが、遺贈関係のご連絡は 2023 年度中に 5 件あり、2 件ご入金頂いた寄付品、寄付金の使用状況（購入できたものなど）を SNS にて報告し、ご支援への感謝と継続をお願いする

◇寄付品を SNS に掲載することで、寄付物品のご支援は非常に増加している

2022 年度（11 月）から開始した Readyfor の継続寄付に加え、クラウドファンディングを行う

◇5 月 17 日～7 月 14 日の期間 Readyfor にてクラウドファンディングを実施し、1210 名の方から施設建築費として 32,640,000 円のご寄付を頂いた（内、6,103,680 円は運営会社手数料・消費税）

ソフトバンクつながる募金の広報を強化する

◇ソフトバンクのつながる募金の広報強化はできなかつたが、年間 47 万 1870 円のご寄付を頂いた

ウ 募金活動の拡大

＜街頭募金＞

春秋に街頭募金を 2 回開催する

◇春の街頭募金：5 月 6 日（42,436 円）、5 月 20 日（54,952 円）の 2 回実施

◇秋の街頭募金：10 月 28 日（51,005 円）、11 月 11 日（37,027 円）の 2 回実施

HP や大学への広報掲示でボランティア参加者を増やす

◇広報掲示は実施できずボランティア希望者に街頭募金への参加を促すに留まつた

＜募金箱＞

募金箱設置店舗の目標を 20 力所とする：設置店舗の募集をリーフレットに入れる

◇2023 年度は設置店舗が 1 件増え 11 か所になった

◇破損・汚損が目立つ募金箱が増えたため、設置店舗増強には募金箱の新たな購入が必要である

各種イベントで募金箱の設置を行う

◇募金箱が設置できるイベントでは必ず設置した。目標額 50 万円のところ 65 万 4726 円を頂いた

エ 企業等の補助金・寄附金、公的助成金等の公募に適宜申請を行い支援を受ける

◇フェリシモ基金には例年通り寄付申請を行い、寄付金付商品からの寄付も加算して頂き総額 66 万 1000 円のご支援を頂いた

◇アニマルドーネーションから年間 11 回、総額 142 万 1750 円のご支援を頂いた

◇イオン「幸せの黄色いレシートキャンペーン」から 19,100 円の商品購入カードを頂いた

オ 施設移転に向けた使途指定寄付金の募集

◇協会施設移転に向け寄附金募集を実施し、5388 万 5090 円の使途指定寄付金を頂いた

収益事業 1：動物診療事業

- 附属動物病院では、公益目的事業を支える収益事業として診療を行い、動物愛護協会附属動物病院の立場から適正な飼育指導を行うと共に、公益目的事業に反する内容の依頼は行わないものとした
- ◇附属動物病院では、基本的に犬猫の一般診療を行った
- ◇公益目的事業を支える収益事業として一般診療を行うが、動物愛護協会附属動物病院の立場から適正な飼育指導を行うと共に、公益目的事業に反する内容の依頼は行わないものとした
- ◇一般診療については適正かつ収益があがる診療費の設定を行い、消費税を徴収した
- ◇予防治療については、患畜へのDMの他、HP等も利用し広く周知を行った
- ◇犬の鑑札等交付及び手数料収納事務受託事業者として、狂犬病予防ワクチン接種を推進した
＊犬の鑑札交付並びに注射済票交付事務委託手数料は、各々250円が横浜市より支払われ、雑収入として処理した
- ◇導入したペットクルーカルテにてカルテ管理および診療明細書の発行を行い病院業務の効率化が図られている。一部紙カルテも使用しているが通常業務ではほぼ移行が完了した
- ◇ペットクルーカルテでは在庫管理が困難と分かり簡略化は行えていない

収益事業 2：動物愛護検定事業

- <検定試験><検定セミナー><テキスト販売>
- ◇移転完了まで休止とした

収益事業 3：物品・書籍等販売事業

ア バザー用品の販売

- ◇移転を控えているためバザー用品の提供は限定した品物でお願いした
- ◇不要になったペットフードの提供が増加し事務所の常設バザーの収入が増加した(75万2393円)
- ◇毎月のバザーを協会施設で行うことになったが、予想外にご来場を頂いている(29万4650円)
- ◇ブランド品等高額商品はリサイクル店の買い取りの他ネットオ-クションにも出品した(93万881円)
- ◇チャリティバザーが行えるイベントにて販売を行った(11万3200円)

イ 協会オリジナルグッズの作成販売

- ◇2022年度作成のTシャツの増刷、新規便箋を作成した
- ◇オリジナルグッズの販売拡大につなげることができず年間の売り上げは11万9300であった

ウ 書籍の販売

- 動物愛護・福祉、野生生物、産業動物、実験動物等々の関係書籍並びにDVD等で、推薦できるものについて、委託販売または買い取り販売を行い動物愛護思想の普及啓発に用いる
- ◇「地域猫のすすめ」の買取販売 ◇「地域猫活動のすすめ」DVD委託販売
- ◇「奴隸になった犬、そして猫」物品寄附による販売

以上